



「県税賦課徴収事務に係る全項目評価書（案）」 について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県税業務では、社会保障・税番号制度の導入に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルを取り扱っており、令和2年12月に「県税賦課徴収事務に係る全項目評価書」を作成致しました。

今回、特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第15条等に基づき、5年経過前における再評価を行うこととしています。

ぜひ県民の皆さまのご意見をお寄せください。

1 ご意見の募集期間

令和7年9月29日（月）～ 令和7年10月29日（水）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日を除く））



3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 企画総務部 税務課 県税システム担当

電話：088-621-2077 FAX：088-621-2892

メールアドレス：zeimuka@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 行

（パブリックコメント）



Q1 「県税賦課徴収事務に係る全項目評価書（案）」とはどのようなものですか？

徳島県は、地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、県税の賦課徴収事務を行っております。

その事務の中で、公平公正な賦課徴収の実現のため、所得税申告書等及び各種社会保障情報との突合において、個人番号を含む特定個人情報ファイルを扱っております。特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことから、徳島県では、その情報漏えい及びその他事態を発生させるリスクを認識し、適切な措置を講ずることを定めています。

この評価書（案）については、想定されるリスクに対して、個人のプライバシー等に与える影響を予測・分析し、かかる影響を軽減する措置をあらかじめ講ずることを宣言（＝評価書の作成）するものです。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「県税賦課徴収事務に係る全項目評価書（案）」をご一読の上、修正や、新たな記述が必要であると思われる事項など、具体的なご意見、ご提案をお寄せください。

なお、評価書（案）に記載しております、「住民基本台帳ネットワークシステム」や「中間サーバー」等の徳島県が所管していないシステム等についてのご意見等につきましては、徳島県に仕様変更の権限がないため、ご意見、ご提案をいただいたとしても評価書に反映できかねますので、あらかじめご了承ください。



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。